

大 監 第 38 号
平成 19 年 10 月 4 日

大阪市監査委員	坂 井 良 和
同	福 田 賢 治
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 19 年 9 月 12 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

本年 6 月以降、大阪市内においてミキサー車が公道を走行中、車の後部につり下げた布製の簡易袋である洗浄袋から有害な廃棄物である生コンの洗浄汚水を飛散させる事故が発生するたび、大阪市環境局事業部に事故を告発し、実効力ある再発防止策を講ずるよう求めてきた。しかし、環境局事業部は、何ら事故を防ぐ再発防止策を講じることとはなく、「行政としての不作為」があったとしかいいようがない。

また、ミキサー車が洗浄汚水の入った洗浄袋をつり下げて公道を走行することは、道路交通法などから違法行為であると指摘しているにもかかわらず、環境局事業部は、所管している法が、「廃棄物処理と清掃に関する法律」であることを理由に、飛散防止策として、防止策にはならない「洗浄袋の口をロープ等で強く縛る」ことなどの指導はしたが、行為の違法性を指摘することはなかった。環境局事業部の行ったミキサー車の所有事業者に対する指導等の行政行為には違法性があったと考えている。

このような環境局事業部の「瑕疵ある行政行為」により、不法行為とも言える生コン工場に洗浄汚水を持ち帰らせる作業方法が継続して実施され、その結果、「大阪市

道」が長期間飛散した洗浄污水にさらされたことから被害が生じたものであると言え、市の財産の管理を怠っていたと考えざるを得ない。

よって、大阪市監査委員に対して、①洗浄污水飛散事故に関係する企業らに大阪市民の財産である「大阪市道」に洗浄污水の飛散により生じさせた被害について当方を含む大阪市民に対して謝罪させること、②被害の生じている市道について道路を再舗装させること、③今後、大阪市はミキサー車が洗浄污水の入った洗浄袋をつり下げて公道を走行することについて実効力ある再発防止策を講じることを求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求は、当該普通地方公共団体の長等又は職員についての違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）を対象とすべきものである。

しかしながら、請求人が問題としているのは、「財産（市道）の管理を怠る事実」を標榜するものの、「大阪市環境局事業部の行ったミキサー車の所有事業者に対する指導等の行政行為には違法性があったと考えている。」と主張していることにみられるように、よしんば行政目的達成の一環としてなされる公物管理（「行政上の管理」、「道路・環境行政上の管理」）の問題であるとしても、財産的・経済的価値に着目してなされる財産管理（「財産保全の管理」、「財務上の管理」）の問題ではなく、住民監査請求の対象となる当該行為等に該当しない。

よって、本件請求は法第 242 条の要件を満たさないものと判断する。